

これまでの緊急対策（17項目、3億9,192万円）

令和2年5月

1 町民への支援策	8 項目	— 万円 (130)
------------------	-------------	---------------

①	放課後児童クラブの開所 子育て支援課	臨時休校の対応の一環として、放課後児童クラブを開所する。 ※既決予算（放課後児童健全育成事業）で対応	(120) 万円
②	子ども宅食サービスの実施 子育て支援課	臨時休校に伴い、食事の提供と町が認める世帯への見守りを兼ねた宅食サービスを行う。 ※既決予算（子ども宅食サービス事業）で対応	(10) 万円
③	独居高齢者等の見守りの実施 福祉課	電話等による独居高齢者等の見守りを実施する。	— 万円
④	傷病手当の支給 (国民健康保険、後期高齢者医療事業) 保険健康課	被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者が、労務に服することができなくなった日について、傷病手当を支給する。 ※国の対策の一環として実施	— 万円
⑤	国民年金への支給対応 保険健康課	新型コロナウイルス感染症の影響により、受給者から現況届等の提出がない場合も、年金の差し止めは実施しない。	— 万円
⑥	上下水道料金の支払い猶予 上下水道温泉課	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金の支払いが困難になった使用者に対し、納入期限を最長で4ヵ月間延長する。	— 万円
⑦	納税・納付相談 税務課、福祉課、保険健康課	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納付困難な場合には、相談を実施する。	— 万円
⑧	育英奨学金の返還相談 学校教育課	新型コロナウイルス感染症の影響により、奨学金の返還が困難な場合には、相談に応じ、柔軟に対応する。	— 万円

※金額欄が（ ）書きの項目は、既決予算又は特別会計で実施したもの。

2 事業者への支援策

4 項目※ 3億9,192 万円

※再掲2項目除く

⑨	経営安定緊急融資事業 (第1次・第3次緊急対策)	本町で事業活動に影響を受けている中小企業・小規模事業者を支援するための融資制度(信用保証料及び利子補給補助含む)を創設する。	6,192 万円
	観光課		
⑩	中小企業等感染症対策事業 (第2次緊急対策)	中小企業・小規模事業者が、感染症の影響に係る500万円超の公的融資を受けた場合に、信用保証料・支払利子の一部を補助する。	3,000 万円
	観光課		
⑪	観光事業者等緊急支援事業補助金 (第3次緊急対策)	中小企業・小規模事業者が、感染症の予防のための事業、危機的状況を乗り越える事業、収束後に事業を継続するための取り組みを行う場合や、当座の資金を必要とする場合に、その費用の一部を補助する。	3 億 円
	観光課		
⑫	経営安定緊急融資事業 (拡充)	利子補給期間を2年間から3年間延長し、5年間とする。この拡充により、融資期間の全期間を通して、発生した利子の全額を町が補助する。	— 万円
	観光課		
(⑥)	上下水道料金の支払い猶予 (再掲)	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金の支払いが困難になった使用者に対し、納入期限を最長で4ヵ月間延長する。	— 万円
	上下水道温泉課		
(⑦)	納税・納付相談 (再掲)	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納付困難な場合には、相談を実施する。	— 万円
	税務課		

3 感染症の予防対策

5 項目

— 万円

⑬	障がい者への支援策	感染症の予防対策として、地域活動支援センター利用者の送迎を実施する。	— 万円
	福祉課		
⑭	医療機関等への支援	町内の医療機関(6箇所)と歯科医院(6箇所)の感染症予防への支援策として、不足している消毒液とマスクを配付する。	— 万円
	保険健康課		
⑮	介護事業所への支援	町内の介護事業所の感染症予防への支援策として、不足している消毒液とマスクを配付する。	— 万円
	福祉課		
⑯	公共施設の休館、休業	公共施設について、原則休館、休業を実施する。(入浴施設など町民生活に必要な施設は、会議室や休憩室の一部使用制限を実施)	— 万円
	施設所管課		
⑰	臨時休校	国及び県からの要請に基づき、町立小・中学校の臨時休校を実施する。	— 万円
	学校教育課		

(参考) 中小企業・小規模事業者向け支援策の内容

これまでの緊急対策のうち、中小企業・小規模事業者向けの支援策（6ページの⑨～⑫）の制度概要は、次のとおり。

■ 第1次緊急対策〔令和2年3月12日公表〕

⑨経営安定緊急融資事業（新型コロナウイルス感染症関連分の創設）

（実施内容）

融資制度の創設

- ・融資限度額：5,000千円
- ・融資期間：5年以内（据置6ヵ月以内）
- ・金利：1.4%
- ・信用保証料補助：全額補助
- ・利子補給：1～24回まで全額補助

※令和元年度補正第5号 61,917千円（3月5日議決）

■ 第2次緊急対策〔令和2年3月27日公表〕

⑩中小企業者等感染症対策事業

（実施内容）

中小企業・小規模事業者が公的融資を受けた場合の信用保証料と支払利子の補助の実施

- ・信用保証料補助：上限20万円（通常5万円※から引上げ）
- ・利子補給：1～24回まで補助（上限額12万円）

※信用保証料補助事業での補助上限額

※令和元年度補正専決第4号 30,000千円（3月27日専決）

■ 第3次緊急対策〔令和2年4月17日公表〕

⑪観光事業者等緊急支援補助金の創設 ・ ⑫経営安定緊急融資事業の拡充

（実施内容）

○ 観光事業者等緊急支援補助金

中小企業・小規模事業者・個人事業主が、感染症予防のための事業、危機的状況を乗り切るための事業、収束後に事業を継続するための取り組みを行う場合や、当座の資金を必要とする場合の費用の一部を補助

- ・補助金額：所要経費の4分の3・上限30万円
- ・対象期間：4月1日から5月31日
- ・受付期間：4月22日から5月25日

※令和2年度補正専決第1号 300,000千円（4月14日専決）

○ 経営安定緊急融資事業の拡充

利子補給期間を2年間（24回）から5年間（60回）に延長し町が全額補助